

健康診査（健康診断）及び保健指導に関する保健事業推進にかかる覚書（案）

西日本パッケージング健康保険組合（以下「組合」）と〇〇〇〇株式会社（以下「事業所」）は「組合」が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する健診事業（簡易成人病健診、人間ドックなど）と「事業所」が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診断、健康指導の共同推進を目的に以下の通り覚書を取り交わすこととする。

1 目的

被保険者の中長期的な生活習慣病予防、がんの早期発見のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2 共同推進

上記目的を達成する為、「組合」及び「事業所」は共同で実施する事項について以下の通り定め事業を推進する。

- (1) 労働安全衛生法に基づく健康診断の健診項目以外の項目（胃部X線、便潜血、眼底検査など）の共有
- (2) 「組合」は、特定健康診査対象（40歳以上）以外の35歳から39歳の健診結果を保有
- (3) (1)(2)の健診結果およびリスク保有者データの共有による事後フォロー
- (4) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

3 留意事項

利用目的を生活習慣病予防とがんの早期発見のための健診事後フォロー並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、「組合」及び「事業所」は各々実施する健康診査、健康診断の結果を互いに提供することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。

4 管理方法及び廃棄処分

「事業所」は、健診結果や「組合」から提供を受けた情報について秘匿性の高い個人情報である事を認識し、施錠可能なキャビネット等で他の情報と区分の上、厳重に保管する。電子データにて管理する場合は、関係者以外のアクセスを不可とする等の措置を講じ、データが不要となった場合は速やかに個人情報漏えいへの防止策を講じたうえで廃棄処分する。

「組合」は、健診結果や「事業所」から提供を受けた情報について秘匿性の高い個

個人情報である事を認識し、組合の定める個人情報保護管理規定に基づき、データの管理、または廃棄処分する。

5 その他

「組合」及び「事業所」は、本覚書に記載の事項を、双方の役職員に遵守させ、当該役職員の退任、退職後についても個人情報の秘密保持義務を遵守させる。

「組合」及び「事業所」は、本覚書を証とする為、本覚書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を所持する。

なお、本確認書に定めのない事項、及びその他疑義が生じた際はその都度、双方協議の上、定める。

本覚書は平成29年10月1日より有効とする。

平成29年〇月〇日

大阪府中央区森ノ宮中央一丁目16番16号
西日本パッケージング健康保険組合
理事長 三木 秀一

(住所) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○○